

ね そ

白川郷荻町集落の自然環境を守る会 発行 平成19年 8月号

「荻町合掌集落の景観に関する懇談会」を発足！！

世界遺産白川郷の合掌造り及び農山村の景観は、世界の宝であり観光の礎となる壊してはならない原風景です。その景観を守るべく、民宿の女将さんが立ち上がりました。

事の起こりは、昨年秋に来郷された岩見銀山女性会の方々のご意見。世界遺産登録を目指し白川郷に学ぼうとやってきたのに、合掌集落の景観が壊されている現状にがっかり・・・。「看板が乱立している・・・」「集落内の車や駐車場が・・・」「土産物が軒先にあふれている・・・」。

これに奮起したのが民宿の女将さん方。民宿はお客様と長く接しおもてなしする観光業の最前線であり、お客様が白川に何を求め、どのような印象をいただいてみえるのかをつぶさに感じています。そこで、民宿連絡協議会で話し合いを進める中で、「まず民宿として自分たちが直すべきことを直そう。」「さらに他団体へもその輪を広げていこう。」と考え、7月9日に守る会役員を交えた話し合いの場をもちました。

守る会では、その前向きな姿を真摯に受け止め、去る8月5日に、関係団体代表者に参加を願い懇談の場をもちました。参加者は、守る会役員、民宿連絡協議会代表、土産物組合代表、飲食店組合の荻町地区代表。オブザーバーとして役場産業課観光係、教育委員会文化財係にもご参席いただき、話し合いを進めました。

話題に上がった改善点としては、「集落内の駐車場が農地の景観を損ねている」「ソフトクールの看板が合掌集落に似合わない」「軒先に並ぶ土産物が合掌造りの景観を崩している」等々。もちろん、それぞれの施設が生活の糧として懸命に努力し頑張ってみえることは理解できます。

しかし、地域振興が景観を壊すことになるのであれば、それは本末転倒です。

そこで、今回の会合を機会に、定期的な話し合いの場を下記のように開催することを決めました。懇談会で出た課題を諸団体に持ち帰り、景観保全にむけた発展的な話し合いと具体的な解決策がなされるよう努力していきたいと考えています。皆様のご意見もぜひ守る会や懇談会出席者にお寄せください。みんなの力で、世界に誇れる荻町集落にしていきたいと思います。

[文責：和田 正人]



[景観について語り合う参加者]

名 称：荻町合掌集落の景観に関する懇談会

主 催：荻町集落の自然環境を守る会

参加者：守る会役員、民宿連絡協議会代表、土産物組合代表、飲食店組合の代表、オブザーバーとして役場教育委員会文化財係、産業課観光係、その他必要に応じて招集

目 的：世界遺産としての景観を次世代に継承していくために、早急に解決しなければならない諸問題を話し合うとともに、諸団体の景観保全にむけた具体的な取り組みの方向を提言する。

開催日：年4回の開催を予定

上町棚田の景観を守ろう！！（一般環境部の活動報告より）

山村集落における棚田は、単に米の生産や優れた景観だけではなく、自然災害を防止する機能も有すると言われ注目されています。近いところでは能登の千枚田がよく知られていますが、近年、飛騨市宮川町種蔵地区でも、棚田のある集落として地域振興を図ろうと保全活用に力を入れています。

上町の棚田は伝建地区内にあり、周辺の合掌家屋の背景・前景としてカメラマンや散策する観光客をよく見かける場所であり、世界遺産の推薦因子である農村風景を良く留めていると考えています。



[景観がスッキリ!!]

守る会では、長年耕作されずカヤの茂った約5 a の棚田1枚を、景観保全のため刈り払うこととして、7月30日午後5時30分頃から作業を実施しました。当日は、守る会委員8名の外、土地所有者の親戚の方2名の協力をいただき、約30分ほどで作業を完了しました。刈り払い後は、農道から上町の合掌家屋が一望出来るようになりました。

今後は、農地としての復元・活用を課題として取り組んで行く必要があると考えています。

[カヤを刈り倒す作業]

[文責：板並 和夫]

守る会の活動指針（国際フォーラム白川郷宣言より）

- (1) 隣人にやさしい心豊かで安全な共同生活のいっそうの充実
- (2) かけがえのない美しい文化遺産の保全と未来への確かな継承
- (3) 国内外の人々との文化交流を通して友好の輪の拡大

= 7月の活動報告 =

- 7月 5日 三村交流会に向けて打合せ
- 7月 9日 民宿連絡協議会との会合・役員会
- 7月 10日 定例会
- 7月 12日 ナショナルトラスト管理運営委員会
- 7月 15日 町なみゼミ原稿送付
- 7月 26日 18年度1～3月分会計監査
- 7月 27日 役員会
- 7月 30日 上町棚田の整備作業（10名）

= 区民の皆様へ =

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会（毎月10日前後）の2週間前までに財団又は各組代表の委員に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆さんの理解とご協力をお願いします。

8月の協議事項（現状変更申請に関わって）

白川村……荻町地区内案内板の修繕

東上組……道路拡幅

****……仮設屋根の設置

8月の定例会より、荻町区飲食店組合を代表して、佐藤千登世さんにご参加いただくことになりました。今後ともよろしく願い申し上げます。